

大津市附属機関設置条例の一部を 改正する条例の制定について

令和8年3月16日
総務部 市民税課

委員会の概要

名 称：大津市宿泊税検討委員会

目 的：課税自主権を活用した新たな観光財源の確保を目的に、地方税法第731条第1項の規定に基づく法定外目的税として、宿泊税の導入に向けた必要な事項を審議する。

委員定数：7人以内

委員構成：学識経験を有する者、観光関係団体から選出された者及び商工関係団体から選出された者

開催回数：5回程度を予定

検討理由

令和6年11月通常会議一般質問において、他自治体の事例を踏まえ、宿泊税の導入検討について提案があったことを受け、本市としても他市事例の研究や観光事業者との意見交換を行ってきた。

あわせて、新たな観光計画の策定に向けた意見交換会の中で、観光まちづくりを持続して進めていくためには、観光への投資を継続していくための安定的な財源確保が必要であるとの課題意識が共有された。

こうした経緯を踏まえ、安定的な財源確保の手法として、宿泊税導入について検討することとした。

検討事項

宿泊税導入にあたり、必要性の検討や税収の使途、課税要件の制度設計や事業者（特別徴収義務者）への影響を配慮した支援の検討など。

法定外目的税について

法定外目的税とは、地方自治体が地方税法で定められた税目（法定税）以外に、条例によって新たに設けられる税であり、その税収の使途を特定の目的に限定するもの。

なお、法定外目的税を新設する際には、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

スケジュール（案）

年	令和 8 年 (2026年)								令和 9 年以降 (2027年)
月	2	3	4	5	6	7	8	9 月以降	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月通常会議上程 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 宿泊税検討委員会 委員委嘱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回 宿泊税検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回 宿泊税検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回 宿泊税検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回 宿泊税検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月以降 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申 ・ 宿泊税条例（案）のパブリックコメント ・ 宿泊税条例（案）の上程 ・ 宿泊税条例の制定 ・ 総務大臣協議 ・ 総務大臣同意 ・ 宿泊税条例の施行（課税開始）
			<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税の周知 事業者への実務説明会 	

大津市宿泊税検討委員会設置に伴う 条例の改正案

大津市附属機関設置条例の別表市長の部大津市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

名称	担任する事項	委員の定数	委員の構成
大津市宿泊税 検討委員会	本市における宿泊税の導入に関し必要な事項について調査審議すること。	7人以内	学識経験を有する者、観光関係団体から選出された者及び商工関係団体から選出された者

施行日：令和8年4月1日